

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合 労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
 - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

労災保険の種類

詳しくは厚生労働省HPのQ&A
（項目「5 労災補償」）をご覧ください▶



業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社から証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

■ 給付日：休業4日目から

■ 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）

※原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

■ お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



（2021.12）

事業者の皆様へ

今治税務署からのお知らせ 要事前予約

消費税インボイス制度等事前説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されます。事業者の皆さまには、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

登録申請相談会（インボイス制度説明会）

インボイス制度の概要を説明後、登録申請を希望される方の申請手続をサポートいたしますので、参加を希望される方は、スマートフォンおよびマイナンバーカードを持参してください。

開催日時	開催場所	定員	問い合わせ先
8月30日（火） （14:00～15:00）	今治税務署 今治市常磐町 4-5-1	24名	法人課税第一部門 ☎0898-32-6100
9月29日（木） （14:00～15:00）	今治税務署 今治市常磐町 4-5-1	24名	法人課税第一部門 ☎0898-32-6100

インボイス制度説明会（消費税の仕組みから知りたい方向け）

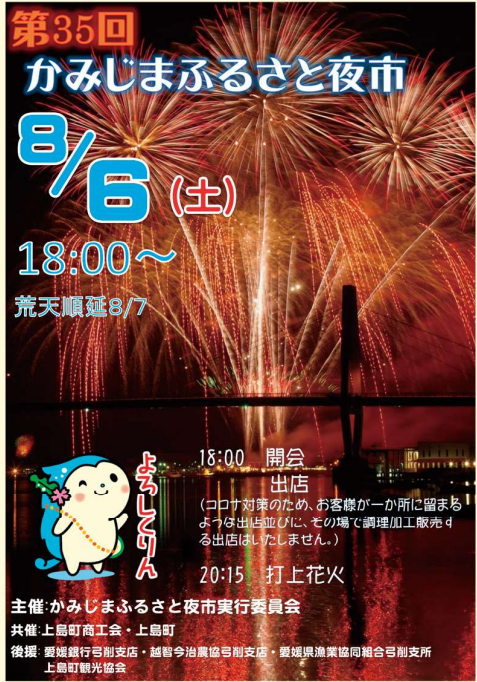
インボイス制度の概要に加えて、消費税の基本的な仕組み等について説明します。

開催日時	開催場所	定員	問い合わせ先
8月29日（月） （14:00～15:00）	今治税務署 今治市常磐町 4-5-1	24名	個人課税第一部門 ☎0898-32-6100
9月28日（水） （14:00～15:00）	今治税務署 今治市常磐町 4-5-1	24名	個人課税第一部門 ☎0898-32-6100

●インボイス制度等説明会にご参加いただく方へ

- 会場収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、事前に問合せ先まで申込みをお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては、中止または延期する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いいたします。
- 代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 説明会場の駐車場には限りがございます。ご来場の際には、乗り合わせや公共交通機関等をご利用ください。

※ 説明会開催日程等の最新情報は、高松国税局ホームページ内「税に関する情報」の「消費税のインボイス制度説明会に関するお知らせ」をご参照ください。



開催日時

8月6日（土） 18:00 開会

20:15 打上花火

延期となっていました「かみじまふるさと夜市」を、3年ぶりに実施いたします。

今回の夜市は、コロナ対策等の観点から、従来実施していたイベントは行わず、花火をメインといたします。

パザーにつきましても、出店はいたしますが、密にならないように制限させていただきます。

なお、会場出入り口に「自動検温器」、「手指消毒液」を設置いたしますので、ご利用いただくとともに、ご観覧の際にも密にならないよう、コロナ感染症対策にご協力をお願いします。

上島町商工会

